最終更新日：2016年9月5日

丸全昭和運輸株式会社
取締役社長　浅井　俊之
問合せ先：総務部株式課
証券コード：9068
http://www.maruzenshowa.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

1．基本的な考え方
当社は激変する経営環境に対し迅速かつ的確に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できる体制を確立するため、株主をはじめとするステークホルダーに対し経営の透明性をより高めるとともに、経営理念にも掲げております社会規範の遵守を励行し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に取り組むことが重要な経営課題であると位置づけております。

2．基本方針
（1）株主の権利・平等性の確保
当社は、法令に従い株主の権利及び平等性を確保するとともに外国人株主や少数株主に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現するためコンプライアンスを重視しつつ、株主、顧客、取引先、社会、従業員等の様々なステークホルダーの利益を考慮して適切な協働と良好な関係の維持に努めます。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
当社は、会社の財務情報及び非財務情報について法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく情報開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって有用性の高い情報については主体的に提供するよう努めます。

（4）取締役会等の責務
当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、収益力・資本効率等の改善を図るため、
1．中期経営計画を策定し企業戦略の方向性を定める。
2．内部統制システム、リスク管理・コンプライアンス体制を整備し取締役のリスクテイクを支える。
3．社外取締役を複数選任することで取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。
4．社外監査役を過半数選任することで取締役の職務の執行に対する独立性の高い監査体制を構築する。
以上の4点をはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努めます。

（5）株主との対話
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との建設的な対話を行い経営計画等の内容について明確に説明するとともに、株主からの意見、要望等は取締役会に報告し、経営に反映させるよう努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則　1－2－4）電子行使や招集通知の英訳
当社では現在、議決権の電子行使及び招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後、株主構成を勘案し機関投資家が議決権を行使しやすい環境づくり、海外株主に向け英文の情報開示の整備等について検討を行います。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－3）　資本政策の基本的な方針
（1）財務健全性の確保
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すためには経営基盤を強化することが必要と考え、成長投資とリスクの許容ができる範囲内で自己資本の水準を保持することを基本とします。
上記の自己資本の水準は、現状では連結ベースで50%以上を考えています。

（2）持続的成長と企業価値向上のための投資
内部留保資金は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車両・機械荷役装置への投資やM＆Aによる事業拡大などに活用し、資本の効率向上に努めます。
自己資本利益率（ROE）は連結ベースで6%以上を安定的に達成できる企業体質を目指します。

（3）株主還元
配当につきましては、会社の業績と配当性向、自己資本利益率などを総合的に勘案し、長期的に安定した配当を継続することを基本方針としています。
配当性向は、5年間の連結ベース平均で20～30%程度を目途にしています。
自己株式取得は、財務状況を考慮しつつ市場環境や資本効率等を勘案し、必要に応じて検討します。

（原則1－4）　いわゆる政策保有株式
当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、今後の営業戦略上での取引関係の維持強化等を勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
議決権につきましては、発行会社の持続的成長並びに当社の中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使してまいります。

（原則1－7） 関連当事者間の取引
当社では会社法、取締役会規程等に基づき、競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会の承認を得ることとしており、当該取引を実施した場合には、取締役会に報告することにしております。

（原則3－1） 情報開示の充実
当社では、意思決定の透明性・公平性を保つため、またコーポレートガバナンスを現実のものにするため、下記について公表し、主体的な情報発信に努めております。
1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、中期経営計画については、決算短信、有価証券報告書、自社のホームページ等を通じて開示しております。
2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書「1-1.基本的な考え方」に開示しております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書「2－1.取締役報酬関係」および有価証券報告書に開示しております。
4. 経営陣幹部、取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定への寄与、コーポレートガバナンス体制の整備、業務執行の管理・監督機能等、全組織のカバーを可能とするバランスを考慮したなかで、総合的に判断し選任しております。監査役候補者の選任については、財務・会計に関する相当程度の知見の有無、企業経営に関する経験や知識、当社事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、適材適所の観点から人材を選任しております。以上の方針に基づき、代表取締役が内容を検討のうえ、取締役会において決議しております。
5. 取締役・監査役の各候補者の経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

（補充原則4－1－1） 経営陣に対する委任範囲の明確化
当社では、取締役会は法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の審議・決議を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行う機関と定めております。
また、取締役に対する委任の範囲は「取締役会規程」「稟議規程」「業務基準」に定めております。

（原則4－8） 独立社外取締役の有効な活用
当社は、現在社外取締役2名を独立役員として登録し、独自の外的視点から、頻繁に各取締役や監査役と意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

（原則4－9） 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、会社法及び東京証券取引所の規程を基に取締役会等で検討し、独立社外取締役を選定しております。

（補充原則4－11－1） 取締役会の構成等に関する考え方の開示
当社では、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役会の役割を適切に果たすには、当社の内外を問わず、広汎な知識・見識と経験・実績を有する者、また、現業部門、営業部門、管理部門、の各業務に精通した者でバランスよく取締役会が構成されるよう総合的に適材適所の観点から人選を行っております。

（補充原則4－11－2） 兼任状況の開示
当社では、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、取締役会の報告事項になっており、株主総会招集通知、有価証券報告書等に、毎年開示を行っております。

（補充原則4－11－3） 取締役会の実効性の開示
当社では、取締役会の運営状況は、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、必要に応じ随時、臨時取締会を開催することにより、適時、適切に審議・決議しております。
また、取締役会の審議・決議に先立ち、常務会において、問題点・課題・リスク等に対する検討を行い議論の実効性を高めております。

（補充原則4－14－2） トレーニングの方針の開示
新任の取締役は就任時、外部の研修会等に参加し、監査役は、監査役協会主催のセミナー等に参加しております。また、全役員を集めての社内講習会を実施し、必要な知識の習得に努めております。

（原則5－1） 株主との対話に関する方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との対話を積極的に行い、意見や要望を経営に反映させ、株主の期待に応え広く社会に貢献することを経営理念に掲げております。そのため、総務部・経理部・経営企画部を中心に連携を取り、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。また、社内規程で内部者取引（インサイダー取引）防止規程を策定し、情報管理の徹底を図っています。
なお、大株主に対しましては、本決算・第2四半期決算等の説明を行っております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 丸全商事株式会社 | 8,229,796 | 8.37 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6,095,728 | 6.20 |
| 株式会社横浜銀行 | 4,517,326 | 4.59 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,910,312 | 3.98 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 3,716,500 | 3.78 |
| 丸全昭和運輸取引先持株会 | 3,565,000 | 3.62 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,950,000 | 3.00 |
| 横浜振興株式会社 | 2,207,000 | 2.24 |
| 日本生命保険相互会社 | 2,010,180 | 2.04 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,800,000 | 1.83 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 陸運業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 22 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 16 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 内藤彰信 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |
| 梅若和子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 内藤彰信 | ○ | 三菱商事株式会社の出身者で、当社の関連会社(持分法適用会社)である国際埠頭株式会社の社長を歴任 | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映したい、また、独立役員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかることができます。 |
| 梅若和子 | ○ | ――― | 経営者としての長年の経験と、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督して頂くと共に、今後さらに推進すべく女性の活躍に貢献頂けると判断し独立役員として指定いたしました。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |

| | |
|---|---|
| 監査役の人数 更新 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査の組織は、取締役社長直轄の部署として内部監査室（4名）を設置し、会計監査及び業務監査を実施しております。
監査役監査は、期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を実施しております。
各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営トップならびに経営の中枢部門長等との定期的な意見交換や、各事業所に対する業務監査及び子会社調査を実施し、その結果を監査役会及び取締役会に報告しております。
内部監査室、監査役、会計監査人とは定期的または必要の都度、会合を行い、相互連携の充実をはかっております。
また、内部統制部門（事務局）である経営企画部は、内部監査室、監査役、会計監査人と定期的または必要の都度、内部統制に関する協議を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 澁谷康弘 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |
| 竹内伸行 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 澁谷康弘 | | メインバンク出身者（横浜銀行） | 株式会社横浜銀行の取締役執行役員として経営に深く参画された経験に基づき、社外監査役として客観的な監査の目を持った意見を述べていただき、取締役会、監査役会野意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待しています。 |
| 竹内伸行 | | メインバンク出身者（三菱UFJ信託銀行） | 三菱UFJ信託銀行の専務取締役として、経営に深く参画された経験に基づき、社外監査役としての客観的な監査の目をもった意見を述べていただき、取締役会、監査役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言。提言を期待しています。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

## その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ付与について、特に実施しておりませんが、経済情勢の変化など、諸般の事情および業績等を勘案し、年間の報酬額の枠内での対応を行っております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）における当社の取締役、監査役に対する役員報酬は、取締役に対し250百万円、監査役に対し34百万円となっております。なお、取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組込み「取締役年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議されております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会で決議を頂いている報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会において決定することとし、また、監査役については、監査役の協議で決定することとしております。なお、各役員の報酬額については、役員報酬規程に基づき、(1)従業員給与の最高額　(2)過去の同順位の役員の支給実績　(3)会社の業績見込み　(4)役員報酬の世間相場　(5)その他　の事項を勘案し、各役員の順位ごとに決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在当社では社外取締役、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが社外取締役、監査役、または、監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置します。また、社外監査役の監査の環境を整備し、各部門長及び担当者から社外監査役に対しては、定期的または、必要に応じ、現況報告する体制をとっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）会社の機関の内容及び状況
　当社は、監査役制度を採用し、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し取締役の業務執行を監査しております。経営の妥当性と適法性の向上をはかるため、監査役制度の強化にもつとめており、監査役は社外監査役2名を含む3名体制を敷いております。取締役会の運営については、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整えており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、社外取締役も2名選任し業務執行の厳正な監督につとめております。取締役会の他に常務会を設けて毎週1回開催し、取締役会の決議事項やその他の重要案件に対する充分な審議を行っております。
　内部統制システムにつきましては、取締役会で決議した基本方針に基づき、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部監査室等の組織を設置し、経営の健全性を確保するための整備を行っております。

（2）内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査の組織は、内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を実施しております。
監査役監査は、期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を実施しております。
各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営トップならびに経営の中枢部門長等との定期的な意見交換や、各事業所に対する業務監査及び子会社調査を実施し、その結果を監査役会及び取締役会に報告しております。
内部監査室は、監査役、会計監査人とは定期的または必要の都度、会合を行い、相互連携の充実をはかっております。
また、内部統制部門(事務局)である経営企画部は、内部監査室、監査役、会計監査人と定期的または必要の都度、内部統制に関する協議を行っております。

（3）会計監査の状況
会計監査については、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している新日本有限責任監査法人（平成19年7月より）が監査を実施しております。なお、当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者は以下のとおりです。
　会計監査業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）
　　指定有限責任社員　業務執行社員　　安田　弘幸（4年）

指定有限責任社員　業務執行社員　　奥見　正浩（2年）
会計監査業務に係る主な補助者の構成
公認会計士　9名　　その他　11名

（4）指名、報酬決定等の状況
当社は、定款および株主総会決議による委任に基づき、代表取締役、役付取締役の指名、報酬決定等の機能は、取締役会が有しております。但し、監査役の報酬については、株主総会により決議された範囲内において監査役の協議によって定められております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役2名の選任と監査役制度を強化するため社外監査役2名を含む監査役3名体制を敷き、経営の妥当性・適法性に対する監視機能を高めるとともに、客観性と中立性の確保にも努めております。現状におきましては、本体制が当社に取りまして最もコーポレート・ガバナンスの強化をはかることができるものと考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 本年度は、法定の発送日より1日ですが早期の発送を行いました。 |
| その他 | 招集通知を当社のホームページに掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本年5月にアナリスト・機関投資家向けにスモールミーティングを実施し、第2四半期決算短信発表後、同様のスモールミーティングを行う予定です。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | IR資料として決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書、決算公告の他、IRニュース、IRカレンダー等について掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 全社の窓口として総務部が担当しております。 | |
| その他 | アナリスト等への個別の説明を実施しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針として、「当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現するためにコンプライアンスを重視しつつ、株主、顧客、取引先、社会、従業員等の様々なステークホルダーの利益を考慮して適切な協働と良好な関係の維持に努めます。」とした方針を取締役会で決議いたしました。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 具体的なCSR活動として、グリーン物流パートナーシップモデル事業やエコドライブ、モーダルシフトを推進する「環境保全活動」や5S/見える化運動などの「安全体制の確立」をはじめ、社会貢献、内部統制システムの確立など、様々な取組みを行っております。「環境保全活動」については、平成16年3月から本社をはじめ各事業所においてISO14001の認証を取得しており、平成20年度には当社の全部門で取得しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社では、会社の財務情報及び非財務情報について法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく情報開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって有用性の高い情報については主体的に提供するよう努める旨の方針を取締役会で決議いたしました。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況は以下の通りです。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
（運用状況）
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役15名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名が出席しています。当事業年度に開催された取締役会は16回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。また毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。
監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。
当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。
（運用状況）
取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存及び管理を行っています。
個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。
（運用状況）
リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。
倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。
また、大規模地震の発生に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的に実施しています。
リスク管理委員会の活動状況は、CSR推進会議及び取締役会にて定期的に報告しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。
当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。
当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。
（運用状況）
取締役会は、第5次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しています。
また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て定例取締役会または必要に応じ臨時取締役会を開催し、適宜、決議を行いました。
平成28年3月には、第6次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）を策定しました。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社の社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。
当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。

（運用状況）
コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。
また、当社の事業に関わる法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。
当事業年度は、マイナンバー制度の導入にあたり、特定個人情報に関する保護方針と管理規程を策定し、社員に周知しました。
コンプライアンス委員会の活動状況は、CSR推進会議及び取締役会にて定期的に報告しています。

6．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。
（運用状況）
子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。
（運用状況）
子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。
重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。
当社が策定している事業継続計画（BCP）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

8．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

（運用状況）
子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。
子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。
関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。
（運用状況）
子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。
コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。
また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。
当事業年度は、マイナンバー制度の導入にあたり、特定個人情報に関する保護方針と管理規程を子会社ごとに策定し、社員に周知するよう指導しました。

10. その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。
当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社並びに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。
（運用状況）
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス維持管理体制を構築しています。
リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。
内部監査室は、監査計画に基づき、当社並びに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しています。

11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役又は監査役会から監査役の職務を補助すべき使用人の要請はありませんでした。

12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

13. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役室の社員は、当社の全ての取締役及び社員の指揮命令を受けないことを職制規程に明記し、これを徹底する。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、又は、取締役及び社員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役又は監査役会に報告する。
部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的又は必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役又は監査役会に報告するものとする。
（運用状況）
コンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。
社員からの内部通報は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。
当事業年度には、社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しました。

15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、コンプライアンス規程を定め、グループ社内通報制度を整備運用する。社内通報制度の窓口となる部門は経営企画部とし、子会社の取締役、監査役及び社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。
（運用状況）
子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。
当事業年度には、社外取締役と監査役からなる外部窓口を設置し、子会社にも周知しました。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
（運用状況）
内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取り扱いや通報者の職場環境が悪化することがないよう、適切な措置を講ずることを規定しています。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。
（運用状況）
監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。
監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。
（運用状況）
監査役は代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実行性を確保しています。また取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
　当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。
　財務報告に係る内部統制と金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
（運用状況）
　内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは社員規範として、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与等は一切行わない。」としてコンプライアンス規程に定めている。

## Vその他

### 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

該当項目に関する補足説明

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について

当社は、平成20年6月27日開催の当社第106回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」の導入について株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日開催の当社第109回定時株主総会において、これを一部修正したうえで継続することについてご承認を頂きました(以下、「現プラン」といいます。)。現プランの有効期間は第112回定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成26年5月9日開催の取締役会において決議し、第112回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、継続を決定したものであります(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)。

一．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

二．基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、1.高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、2.最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、3.物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。
まず、1.の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL(サードパーティーロジスティクス)システム(当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称)をツールとして物流システムのオーダーメードを実現しお客様から高い評価を得ております。
次に2.の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人財と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。
また、3.のCSRへの取組み強化では、内部統制システムの構築と共にCSR推進体制としてCSR推進会議(議長:社長)を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、環境委員会、安全品質委員会等を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。
このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。
また当社を取り巻く経営環境を見てみると、世界主要国や新興国の景気は緩やかに回復しており、欧州金融危機の再燃、米国の財政不安など、欧米経済に不安要素がありますが、アジア諸国の急速な経済成長に伴う中間所得層の増加は、消費・購買の増加をもたらし、世界経済の回復に大きく寄与するものと期待できます。日本経済も、円安傾向が強まり、物価安定目標などから、輸出競争力の復活、国内需要の回復に期待がもたれます。物流市場では、生産拠点の海外移転が基幹素材産業においても海外展開が加速しています。一方で国内に目を向けると、ネット通販の拡大が、衣料、医薬品、食品などあらゆる分野の流通に大きな影響を与えております。
このように物流市場は激動の時代を迎えており、当社グループが永続的に成長するためには、「丸全らしさ」を維持しながらも企業体質を転換しなければならないと考えております。平成28年度におきまして、第6次中期経営計画を策定し、4月より、スタートさせております。
定性目標としましては、1．売上の拡大、2．企業基盤の強化、3．営業力の強化の3項目です。
定量目標として、初年度の平成28年度では、連結ベースで、売上金額1，070億円、経常利益　60億円、ROE5．8%とし、第6次中期経営計画の最終年度である平成30年度、つまり、平成31年3月末で、連結ベースで、売上金額　1，110億円、経常利益　62億円、ROE　6．0%を目指します。
これらの第6次中期経営計画を着実に実行することで、当社グループの未来を切り開き、企業価値のさらなる向上と株主共同の利益を確保することができると考えております。

三．.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
1．本プランの概要と目的
当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。
なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。
なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2．本プランの内容

（1） 本プランに係る手続き
1.対象となる大規模買付等
本プランは以下の1)又は2)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。
1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
2) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2.「意向表明書」の当社への事前提出
買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

3.「本必要情報」の提供
上記2.の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。
まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2.(1)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。
但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」（4.にて後述します。）を開始するものとします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

4.取締役会評価期間の設定等
当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の1)又は2)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。
1)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
2)その他の大規模買付等の場合には最大90日間ただし、上記1)2)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。
当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。
当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

5.対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4.の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の1)又は2)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。
1)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合
独立委員会は、買付者等が上記2.から4.までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。
2)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合
買付者等が上記2.から4.までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

6.取締役会の決議、株主意思の確認
当社取締役会は、上記5.に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。
なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以って満了するものとします。株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。
また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。
当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

7.対抗措置の中止又は発動の停止
当社取締役会が上記6.の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、1)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は2)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

8.大規模買付等の開始
買付者等は、上記1.から6.に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容
当社取締役会が上記(1)6.に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行なうこととします。
当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)7.に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)7.に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更
本プランの有効期間は、第112回定時株主総会において承認が得られましたので、当該有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

四. 上記二及び三の取組みについての取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、次の理由から上記二及び三の取組みが上記一の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること
本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3)株主意思を重視するものであること
本プランは、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続することとしており、上記2. (3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4)合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成されます。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6)デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

最終更新日：2016年7月4日

丸全昭和運輸株式会社
取締役社長　浅井　俊之
問合せ先：総務部株式課
証券コード：9068
http://www.maruzenshowa.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

1．基本的な考え方
当社は激変する経営環境に対し迅速かつ的確に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できる体制を確立するため、株主をはじめとするステークホルダーに対し経営の透明性をより高めるとともに、経営理念にも掲げております社会規範の遵守を励行し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に取り組むことが重要な経営課題であると位置づけております。

2．基本方針
（1）株主の権利・平等性の確保
当社は、法令に従い株主の権利及び平等性を確保するとともに外国人株主や少数株主に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現するためコンプライアンスを重視しつつ、株主、顧客、取引先、社会、従業員等の様々なステークホルダーの利益を考慮して適切な協働と良好な関係の維持に努めます。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
当社は、会社の財務情報及び非財務情報について法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく情報開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって有用性の高い情報については主体的に提供するよう努めます。

（4）取締役会等の責務
当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、収益力・資本効率等の改善を図るため、
1．中期経営計画を策定し企業戦略の方向性を定める。
2．内部統制システム、リスク管理・コンプライアンス体制を整備し取締役のリスクテイクを支える。
3．社外取締役を複数選任することで取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。
4．社外監査役を過半数選任することで取締役の職務の執行に対する独立性の高い監査体制を構築する。
以上の4点をはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努めます。

（5）株主との対話
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との建設的な対話を行い経営計画等の内容について明確に説明するとともに、株主からの意見、要望等は取締役会に報告し、経営に反映させるよう努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則　1－2－4）電子行使や招集通知の英訳
当社では現在、議決権の電子行使及び招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後、株主構成を勘案し機関投資家が議決権を行使しやすい環境づくり、海外株主に向け英文の情報開示の整備等について検討を行います。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1－3）　資本政策の基本的な方針
（1）財務健全性の確保
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すためには経営基盤を強化することが必要と考え、成長投資とリスクの許容ができる範囲内で自己資本の水準を保持することを基本とします。
上記の自己資本の水準は、現状では連結ベースで50%以上を考えています。

（2）持続的成長と企業価値向上のための投資
内部留保資金は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車両・機械荷役装置への投資やM＆Aによる事業拡大などに活用し、資本の効率向上に努めます。
自己資本利益率（ROE）は連結ベースで6%以上を安定的に達成できる企業体質を目指します。

（3）株主還元
配当につきましては、会社の業績と配当性向、自己資本利益率などを総合的に勘案し、長期的に安定した配当を継続することを基本方針としています。
配当性向は、5年間の連結ベース平均で20～30%程度を目途にしています。
自己株式取得は、財務状況を考慮しつつ市場環境や資本効率等を勘案し、必要に応じて検討します。

（原則1－4）　いわゆる政策保有株式
当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、今後の営業戦略上での取引関係の維持強化等を勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
議決権につきましては、発行会社の持続的成長並びに当社の中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使してまいります。

（原則1－7） 関連当事者間の取引
当社では会社法、取締役会規程等に基づき、競業取引及び利益相反取引につきましては、取締役会の承認を得ることとしており、当該取引を実施した場合には、取締役会に報告することにしております。

（原則3－1） 情報開示の充実
当社では、意思決定の透明性・公平性を保つため、またコーポレートガバナンスを現実のものにするため、下記について公表し、主体的な情報発信に努めております。
1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、中期経営計画については、決算短信、有価証券報告書、自社のホームページ等を通じて開示しております。
2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書「1-1.基本的な考え方」に開示しております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書「2－1.取締役報酬関係」および有価証券報告書に開示しております。
4. 経営陣幹部、取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定への寄与、コーポレートガバナンス体制の整備、業務執行の管理・監督機能等、全組織のカバーを可能とするバランスを考慮したなかで、総合的に判断し選任しております。監査役候補者の選任については、財務・会計に関する相当程度の知見の有無、企業経営に関する経験や知識、当社事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、適材適所の観点から人材を選任しております。以上の方針に基づき、代表取締役が内容を検討のうえ、取締役会において決議しております。
5. 取締役・監査役の各候補者の経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。

（補充原則4－1－1） 経営陣に対する委任範囲の明確化
当社では、取締役会は法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の審議・決議を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行う機関と定めております。
また、取締役に対する委任の範囲は「取締役会規程」「稟議規程」「業務基準」に定めております。

（原則4－8） 独立社外取締役の有効な活用
当社は、現在社外取締役2名を独立役員として登録し、独自の外的視点から、頻繁に各取締役や監査役と意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

（原則4－9） 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、会社法及び東京証券取引所の規程を基に取締役会等で検討し、独立社外取締役を選定しております。

（補充原則4－11－1） 取締役会の構成等に関する考え方の開示
当社では、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役会の役割を適切に果たすには、当社の内外を問わず、広汎な知識・見識と経験・実績を有する者、また、現業部門、営業部門、管理部門、の各業務に精通した者でバランスよく取締役会が構成されるよう総合的に適材適所の観点から人選を行っております。

（補充原則4－11－2） 兼任状況の開示
当社では、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、取締役会の報告事項になっており、株主総会招集通知、有価証券報告書等に、毎年開示を行っております。

（補充原則4－11－3） 取締役会の実効性の開示
当社では、取締役会の運営状況は、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、必要に応じ随時、臨時取締会を開催することにより、適時、適切に審議・決議しております。
また、取締役会の審議・決議に先立ち、常務会において、問題点・課題・リスク等に対する検討を行い議論の実効性を高めております。

（補充原則4－14－2） トレーニングの方針の開示
新任の取締役は就任時、外部の研修会等に参加し、監査役は、監査役協会主催のセミナー等に参加しております。また、全役員を集めての社内講習会を実施し、必要な知識の習得に努めております。

（原則5－1） 株主との対話に関する方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との対話を積極的に行い、意見や要望を経営に反映させ、株主の期待に応え広く社会に貢献することを経営理念に掲げております。そのため、総務部・経理部・経営企画部を中心に連携を取り、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。また、社内規程で内部者取引(インサイダー取引)防止規程を策定し、情報管理の徹底を図っています。
なお、大株主に対しましては、本決算・第2四半期決算等の説明を行っております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 丸全商事株式会社 | 8,229,796 | 8.37 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6,095,728 | 6.20 |
| 株式会社横浜銀行 | 4,517,326 | 4.59 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,910,312 | 3.98 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 3,716,500 | 3.78 |
| 丸全昭和運輸取引先持株会 | 3,565,000 | 3.62 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,950,000 | 3.00 |
| 横浜振興株式会社 | 2,207,000 | 2.24 |
| 日本生命保険相互会社 | 2,010,180 | 2.04 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,800,000 | 1.83 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 陸運業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅲ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 22 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 16 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 内藤彰信 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |
| 梅若和子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 内藤彰信 | ○ | 三菱商事株式会社の出身者で、当社の関連会社(持分法適用会社)である国際埠頭株式会社の社長を歴任 | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映したい、また、独立役員として、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかることができます。 |
| 梅若和子 | ○ | ――― | 経営者としての長年の経験と、グローバルかつ女性の視点から当社の経営を監督して頂くと共に、今後さらに推進すべく女性の活躍に貢献頂けると判断し独立役員として指定いたしました。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査の組織は、取締役社長直轄の部署として内部監査室（4名）を設置し、会計監査及び業務監査を実施しております。
監査役監査は、期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を実施しております。
各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営トップならびに経営の中枢部門長等との定期的な意見交換や、各事業所に対する業務監査及び子会社調査を実施し、その結果を監査役会及び取締役会に報告しております。
内部監査室、監査役、会計監査人とは定期的または必要の都度、会合を行い、相互連携の充実をはかっております。
また、内部統制部門（事務局）である経営企画部は、内部監査室、監査役、会計監査人と定期的または必要の都度、内部統制に関する協議を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 澁谷康弘 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |
| 竹内伸行 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |
| 岡部眞純 | 弁護士 | | | | | | | | ○ | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 澁谷康弘 | | メインバンク出身者（横浜銀行） | 株式会社横浜銀行の取締役執行役員として経営に深く参画された経験に基づき、社外監査役として客観的な監査の目を持った意見を述べていただき、取締役会、監査役会野意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待しています。 |
| 竹内伸行 | | メインバンク出身者（三菱UFJ信託銀行） | 三菱UFJ信託銀行の専務取締役として、経営に深く参画された経験に基づき、社外監査役としての客観的な監査の目をもった意見を述べていただき、取締役会、監査役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言。提言を期待しています。 |
| 岡部眞純 | | 顧問弁護士 | 弁護士としての独立性を維持したなかで専門的な知識を活かした監査を行うことができます。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ付与について、特に実施しておりませんが、経済情勢の変化など、諸般の事情および業績等を勘案し、年間の報酬額の枠内での対応を行っております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）における当社の取締役、監査役に対する役員報酬は、取締役に対し250百万円、監査役に対し34百万円となっております。なお、取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組込み「取締役年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議されております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会で決議を頂いている報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会において決定することとし、また、監査役については、監査役の協議で決定することとしております。なお、各役員の報酬額については、役員報酬規程に基づき、(1)従業員給与の最高額 (2)過去の同順位の役員の支給実績 (3)会社の業績見込み (4)役員報酬の世間相場 (5)その他 の事項を勘案し、各役員の順位ごとに決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在当社では社外取締役、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが社外取締役、監査役、または、監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置します。また、社外監査役の監査の環境を整備し、各部門長及び担当者から社外監査役に対しては、定期的または、必要に応じ、現況報告する体制をとっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）会社の機関の内容及び状況
　当社は、監査役制度を採用し、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し取締役の業務執行を監査しております。経営の妥当性と適法性の向上をはかるため、監査役制度の強化にもつとめており、監査役は社外監査役3名を含む4名体制を敷いております。また、社外監査役のうち1名は弁護士であり、専門的な観点からも監査を行っております。取締役会の運営については、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整えており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、社外取締役も2名選任し業務執行の厳正な監督につとめております。取締役会の他に常務会を設けて毎週1回開催し、取締役会の決議事項やその他の重要案件に対する充分な審議を行っております。
　内部統制システムにつきましては、取締役会で決議した基本方針に基づき、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部監査室等の組織を設置し、経営の健全性を確保するための整備を行っております。

（2）内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査の組織は、内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を実施しております。
監査役監査は、期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を実施しております。
各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営トップならびに経営の中枢部門長等との定期的な意見交換や、各事業所に対する業務監査及び子会社調査を実施し、その結果を監査役会及び取締役会に報告しております。
内部監査室は、監査役、会計監査人とは定期的または必要の都度、会合を行い、相互連携の充実をはかっております。
また、内部統制部門(事務局)である経営企画部は、内部監査室、監査役、会計監査人と定期的または必要の都度、内部統制に関する協議を行っております。

（3）会計監査の状況
会計監査については、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している新日本有限責任監査法人（平成19年7月より）が監査を実施しております。なお、当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）
指定有限責任社員　業務執行社員　　安田　弘幸（4年）
指定有限責任社員　業務執行社員　　奥見　正浩（2年）
会計監査業務に係る主な補助者の構成
公認会計士　9名　　その他　11名

（4）指名、報酬決定等の状況
当社は、定款および株主総会決議による委任に基づき、代表取締役、役付取締役の指名、報酬決定等の機能は、取締役会が有しております。但し、監査役の報酬については、株主総会により決議された範囲内において監査役の協議によって定められております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役2名の選任と監査役制度を強化するため社外監査役3名（内1名は弁護士）を含む監査役4名体制を敷き、経営の妥当性・適法性に対する監視機能を高めるとともに、客観性と中立性の確保にも努めております。現状におきましては、本体制が当社に取りまして最もコーポレート・ガバナンスの強化をはかることができるものと考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 本年度は、法定の発送日より1日ですが早期の発送を行いました。 |
| その他 | 招集通知を当社のホームページに掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本年5月にアナリスト・機関投資家向けにスモールミーティングを実施し、第2四半期決算短信発表後、同様のスモールミーティングを行う予定です。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | IR資料として決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書、決算公告の他、IRニュース、IRカレンダー等について掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 全社の窓口として総務部が担当しております。 | |
| その他 | アナリスト等への個別の説明を実施しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針として、「当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現するためにコンプライアンスを重視しつつ、株主、顧客、取引先、社会、従業員等の様々なステークホルダーの利益を考慮して適切な協働と良好な関係の維持に努めます。」とした方針を取締役会で決議いたしました。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 具体的なCSR活動として、グリーン物流パートナーシップモデル事業やエコドライブ、モーダルシフトを推進する「環境保全活動」や5S/見える化運動などの「安全体制の確立」をはじめ、社会貢献、内部統制システムの確立など、様々な取組みを行っております。「環境保全活動」については、平成16年3月から本社をはじめ各事業所においてISO14001の認証を取得しており、平成20年度には当社の全部門で取得しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社では、会社の財務情報及び非財務情報について法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、法令に基づく情報開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって有用性の高い情報については主体的に提供するよう努める旨の方針を取締役会で決議いたしました。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況は以下の通りです。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
（運用状況）
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役15名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名が出席しています。当事業年度に開催された取締役会は16回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。また毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。
監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。
当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。
（運用状況）
取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存及び管理を行っています。
個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。
（運用状況）
リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。
倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。
また、大規模地震の発生に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的に実施しています。
リスク管理委員会の活動状況は、CSR推進会議及び取締役会にて定期的に報告しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。
当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。
当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。
（運用状況）
取締役会は、第5次中期経営計画（平成25年度～平成27年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しています。
また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て定例取締役会または必要に応じ臨時取締役会を開催し、適宜、決議を行いました。
平成28年3月には、第6次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）を策定しました。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社の社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。
当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。

（運用状況）
コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。
また、当社の事業に関わる法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。
当事業年度は、マイナンバー制度の導入にあたり、特定個人情報に関する保護方針と管理規程を策定し、社員に周知しました。
コンプライアンス委員会の活動状況は、CSR推進会議及び取締役会にて定期的に報告しています。

6．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。
（運用状況）
子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。
（運用状況）
子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。
重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。
当社が策定している事業継続計画（BCP）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

8．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

（運用状況）
子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。
子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。
関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。
（運用状況）
子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。
コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。
また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。
当事業年度は、マイナンバー制度の導入にあたり、特定個人情報に関する保護方針と管理規程を子会社ごとに策定し、社員に周知するよう指導しました。

10. その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。
当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社並びに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。
（運用状況）
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス維持管理体制を構築しています。
リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。
内部監査室は、監査計画に基づき、当社並びに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しています。

11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役又は監査役会から監査役の職務を補助すべき使用人の要請はありませんでした。

12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

13. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役室の社員は、当社の全ての取締役及び社員の指揮命令を受けないことを職制規程に明記し、これを徹底する。
（運用状況）
当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、又は、取締役及び社員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役又は監査役会に報告する。
部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的又は必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役又は監査役会に報告するものとする。
（運用状況）
コンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。
社員からの内部通報は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。
当事業年度には、社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しました。

15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、コンプライアンス規程を定め、グループ社内通報制度を整備運用する。社内通報制度の窓口となる部門は経営企画部とし、子会社の取締役、監査役及び社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。
（運用状況）
子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。
当事業年度には、社外取締役と監査役からなる外部窓口を設置し、子会社にも周知しました。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
（運用状況）
内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取り扱いや通報者の職場環境が悪化することがないよう、適切な措置を講ずることを規定しています。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。
（運用状況）
監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。
監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。
（運用状況）
監査役は代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実行性を確保しています。また取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
　当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。
　財務報告に係る内部統制と金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
（運用状況）
　内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは社員規範として、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与等は一切行わない。」としてコンプライアンス規程に定めている。

## Vその他

### 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

該当項目に関する補足説明

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について

当社は、平成20年6月27日開催の当社第106回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」の導入について株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日開催の当社第109回定時株主総会において、これを一部修正したうえで継続することについてご承認を頂きました(以下、「現プラン」といいます。)。現プランの有効期間は第112回定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成26年5月9日開催の取締役会において決議し、第112回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、継続を決定したものであります(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)。

一．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

二．基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、1.高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、2.最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、3.物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。
まず、1.の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL(サードパーティーロジスティクス)システム(当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称)をツールとして物流システムのオーダーメードを実現しお客様から高い評価を得ております。
次に2.の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人財と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。
また、3.のCSRへの取組み強化では、内部統制システムの構築と共にCSR推進体制としてCSR推進会議(議長:社長)を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、環境委員会、安全品質委員会等を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。
このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。
また当社を取り巻く経営環境を見てみると、世界主要国や新興国の景気は緩やかに回復しており、欧州金融危機の再燃、米国の財政不安など、欧米経済に不安要素がありますが、アジア諸国の急速な経済成長に伴う中間所得層の増加は、消費・購買の増加をもたらし、世界経済の回復に大きく寄与するものと期待できます。日本経済も、円安傾向が強まり、物価安定目標などから、輸出競争力の復活、国内需要の回復に期待がもたれます。物流市場では、生産拠点の海外移転が基幹素材産業においても海外展開が加速しています。一方で国内に目を向けると、ネット通販の拡大が、衣料、医薬品、食品などあらゆる分野の流通に大きな影響を与えております。
このように物流市場は激動の時代を迎えており、当社グループが永続的に成長するためには、「丸全らしさ」を維持しながらも企業体質を転換しなければならないと考えております。平成28年度におきまして、第6次中期経営計画を策定し、4月より、スタートさせております。
定性目標としましては、1．売上の拡大、2．企業基盤の強化、3．営業力の強化の3項目です。
定量目標として、初年度の平成28年度では、連結ベースで、売上金額1，070億円、経常利益　60億円、ROE5．8%とし、第6次中期経営計画の最終年度である平成30年度、つまり、平成31年3月末で、連結ベースで、売上金額　1，110億円、経常利益　62億円、ROE　6．0%を目指します。
これらの第6次中期経営計画を着実に実行することで、当社グループの未来を切り開き、企業価値のさらなる向上と株主共同の利益を確保することができると考えております。

三．.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
1．本プランの概要と目的
当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。
なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。
なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2．本プランの内容

（1） 本プランに係る手続き
1.対象となる大規模買付等
本プランは以下の1)又は2)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。
1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
2) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2.「意向表明書」の当社への事前提出
買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

3.「本必要情報」の提供
上記2.の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。
まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記2.(1)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。
但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」（4.にて後述します。）を開始するものとします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

4.取締役会評価期間の設定等
当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の1)又は2)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。
1)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
2)その他の大規模買付等の場合には最大90日間ただし、上記1)2)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。
当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。
当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

5.対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記4.の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の1)又は2)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。
1)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合
独立委員会は、買付者等が上記2.から4.までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。
2)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合
買付者等が上記2.から4.までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

6.取締役会の決議、株主意思の確認
当社取締役会は、上記5.に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。
なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以って満了するものとします。株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。
また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。
当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

7.対抗措置の中止又は発動の停止
当社取締役会が上記6.の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、1)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は2)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

8.大規模買付等の開始
買付者等は、上記1.から6.に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容
当社取締役会が上記(1)6.に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行なうこととします。
当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)7.に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)7.に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更
本プランの有効期間は、第112回定時株主総会において承認が得られましたので、当該有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

四. 上記二及び三の取組みについての取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、次の理由から上記二及び三の取組みが上記一の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること
本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3)株主意思を重視するものであること
本プランは、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続することとしており、上記2. (3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

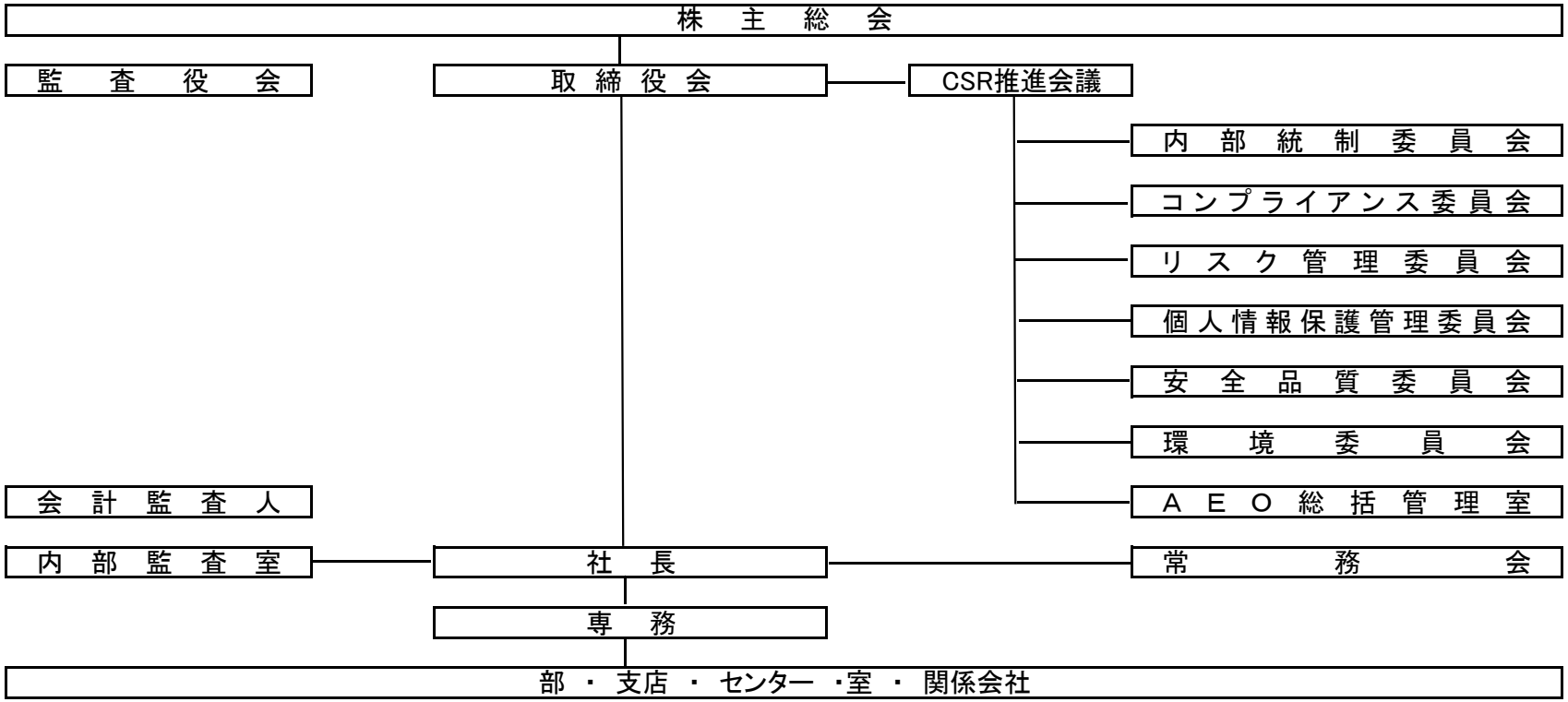
(4)合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、上記2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成されます。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6)デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株　主　総　会
監　査　役　会
取 締 役 会
CSR推進会議
内　部　統　制　委　員　会
コンプライアンス委員会
リ　ス　ク　管　理　委　員　会
個人情報保護管理委員会
安　全　品　質　委　員　会
環　境　委　員　会
Ａ　Ｅ　Ｏ　総　括　管　理　室
会　計　監　査　人
内　部　監　査　室
社　長
常　務　会
専　務
部 ・ 支店 ・ センター ・室 ・ 関係会社